

## 別記 3

### 委託費用の算定及び支払方法

#### 1 委託料の算定方法及び支払方法

##### ① 固定費

人件費等見合い分

##### ② 変動費

あき総合病院の月間患者食（一般食、治療食などの特別食）とその他食（検査食、保存食）の合計食数に、1食あたり単価を乗じ、消費税を加算し算定するものとする。算定した委託料の総額に端数が生じる場合は、それを切り捨てた額とする。

平成29年度	1食あたり単価	:	金	円（消費税を含まない額）
平成30年度	1食あたり単価	:	金	円（消費税を含まない額）
平成31年度	1食あたり単価	:	金	円（消費税を含まない額）

（算定例）

① 固定費  $5,000,000円 \times 消費税(1.08) = 5,400,000円$

##### ② 変動費

あき総合病院の月間 患者食数 18,700食

〃 月間 その他食数 300食

〃 月間 合計 19,000食

$19,000食 \times 250円 \times 消費税(1.08) = 5,130,000円$

月間委託料合計 ①+② = 10,530,000円

(1) 委託者は、特別の事情がない限り、前項の規定による請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(2) 支払いは、受託者が指定する金融機関の受託者の口座に振り込むこととする。